

社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年 1 月 26 日

改正 平成 31 年 3 月 27 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款 25 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第 3 条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員には、別表に定めた支給基準により、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤の役員には、その職務のため会議等に参加したときは、別表で定めた額を報酬として支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員が、その職務のため市外に出張したときは、別に定めた本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については毎月 21 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与及び退職手当に関する規程に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。
- 2 非常勤の役員には、会議等開催の都度報酬を支給する。ただし、会長については、毎月 21 日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与及び退職手当等に関する規程に準じた日とする。
- 3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(委 任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区 分		報酬の額	支給方法
会 長		月額 50,000 円	本規程第 5 条第 2 項により支給
常勤の理事	報酬	月額 230,000 円	本規程第 5 条第 1 項第 1 号により支給
	賞与	6 月 月額報酬×1.0 月 12 月 月額報酬×1.0 月以内	本規程第 5 条第 1 項第 2 号により支給
非常勤の理事		会議等 1 回 5,000 円	会長が招集した会議 1 回につき本規程第 5 条第 2 項により支給
非常勤の監事		① 会議等 1 回 5,000 円 ② 社会福祉法第 45 条の 18 第 1 項に定める監査を実施する場合 1 日につき 20,000 円	会長が招集した会議 1 回につき本規程第 5 条第 2 項により支給 本規程第 5 条第 2 項により支給